落札者決定基準【標準型（建築一式工事）】

| 分類 | | 評価（審査）項目 | | 評価（審査）内容 | 評価（審査）基準 | 配点 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 技術提案書（注10） | 技術提案に係る項目 | 工事目的物の性能・機能の向上に関する項目①<br>(注1)(注15) | | ・初期性能の持続性の向上<br>・強度、耐久性、安定性の向上<br>・供用性の向上等 | a. 施工管理方法、品質管理方法が適切であり、特に優れた工夫かつその具体的な根拠及び効果が見られる | 6点/1提案 | | 小計18点満点 |
| | | | | | b. 施工管理方法、品質管理方法が適切であり、優れた工夫かつその具体的な根拠及び効果が見られる | 4点/1提案 | | |
| | | | | | c.施工管理方法、品質管理方法が適切であり、工夫かつその具体的な根拠及び効果が見られる | 2点/1提案 | | |
| | | | | | d.施工管理方法、品質管理方法が適切であるが、上記ａからｃまでのいずれにも該当しない。 | 0 | | |
| | | 社会的要請の対応に関する項目①<br>(注1)(注15) | | ・環境の維持（騒音、振動、粉塵、水質汚濁、地盤沈下、土壌汚染等）<br>・交通の確保（規制車線数、規制時間、交通ネットワークの確保、災害復旧等）<br>・特別な安全対策<br>・省資源対策又はリサイクル対策 | a. 施工管理方法が適切であり、特に優れた工夫かつその具体的な根拠及び効果が見られる | 6点/1提案 | | |
| | | | | | b. 施工管理方法が適切であり、優れた工夫かつその具体的な根拠及び効果が見られる | 4点/1提案 | | |
| | | | | | c. 施工管理方法が適切であり、工夫かつその具体的な根拠及び効果が見られる | 2点/1提案 | | |
| | | | | | d. 施工管理方法が適切であるが、上記ａからｃまでのいずれにも該当しない。 | 0 | | |
| | | 社会的要請の対応に関する項目②<br>(注1)(注15) | | ・環境の維持（騒音、振動、粉塵、水質汚濁、地盤沈下、土壌汚染等）<br>・交通の確保（規制車線数、規制時間、交通ネットワークの確保、災害復旧等）<br>・特別な安全対策<br>・省資源対策又はリサイクル対策 | a. 施工管理方法が適切であり、特に優れた工夫かつその具体的な根拠及び効果が見られる | 6点/1提案 | | |
| | | | | | b. 施工管理方法が適切であり、優れた工夫かつその具体的な根拠及び効果が見られる | 4点/1提案 | | |
| | | | | | c. 施工管理方法が適切であり、工夫かつその具体的な根拠及び効果が見られる | 2点/1提案 | | |
| | | | | | d. 施工管理方法が適切であるが、上記ａからｃまでのいずれにも該当しない。 | 0 | | |
| | 企業の施工実績等 | 企業の施工実績 | 工事の成績評定点(JVは全構成会社別に採点し、出資比率による加重平均とする)<br>(注6) | 過去5年間に元請(JVの構成員として請負った工事を含む)として完成・引渡が完了した、橿原市発注の契約金額が3千万円以上の建築一式工事の工事成績評定点の平均値(過去5年間の全件数の平均値)<br>(注2)(注3)(注4)(注5)(注11)(注13) | a. 65点以上 | (工事成績評定点の平均値－65)×0.1　Max2.5 | | 小計11点満点 |
| | | | | | b. 60点以上　65点未満 | (工事成績評定点の平均値－65)×0.4 | | |
| | | | | | c. 60点未満 | -3 | | |
| | | | 表彰(JVは全構成会社別に採点し、出資比率による加重平均とする)(注6) | 過去5年間における国土交通省近畿地方整備局(港湾空港関係を除く)、奈良県又は橿原市発注の建築一式工事に対する表彰<br>(注2)(注5)(注13) | a. 橿原市の表彰<br>・橿原市建設工事成績優秀企業として評価 | 0.5点/1表彰 | 左記得点の合計点Max 1.5 | |
| | | | | | b. 国土交通省近畿地方整備局の表彰<br>○下記の局長表彰を受けている<br>・優良工事等施工者（工事施工者）表彰　・優良工事等施工者（安全対策）表彰<br>・優良工事等施工者（技術開発）表彰　・優良工事等施工者（現場環境向上）表彰<br>○下記の特別優秀の表彰を受けている<br>・コンクリート構造物品質ｺﾝﾃｽﾄの表彰 | | | |
| | | | | | c. 奈良県県土マネジメント部の表彰<br>○下記の地域デザイン推進局長表彰を受けている<br>・奈良県県土マネジメント部優良工事表彰 | | | |
| | | | | | d. 国土交通省近畿地方整備局の表彰<br>○下記の事務所長表彰を受けている　○下記の優秀又は入賞の表彰を受けている<br>・優良工事等施工者（工事施工者）表彰　・コンクリート構造物品質ｺﾝﾃｽﾄの表彰 | 0.25点/1表彰 | | |
| | | | | | e. 奈良県県土マネジメント部の表彰<br>○下記の県土マネジメント部の課(室)長・所長表彰（発注機関の長による表彰）を受けている<br>・奈良県県土マネジメント部優良工事表彰 | | | |
| | | | | | f. 上記ａからｅまでのいずれにも該当しない。 | 0 | | |
| | | ISO9000シリーズ、14000シリーズ認証取得<br>(JVは全構成会社別に採点し、出資比率による加重平均とする)<br>(注6) | | | a. 本社、工場等、当該工事関係部署が、ISO9000シリーズかつISO14000シリーズ認証を取得している | 1 | | |
| | | | | | b. 本社、工場等、当該工事関係部署が、ISO9000シリーズ又はISO14000シリーズ認証を取得している | 0.5 | | |
| | | | | | c. 上記ａ又はｂのいずれにも該当しない。 | 0 | | |
| | | 配置予定技術者の実績(JVは代表者のみ採点する)又は現場代理人の実績<br>(注7) | | 過去15年間の元請(JVの構成員として請負った工事を含む)として完成・引渡が完了した最終請負金額(税込み)が2千5百万円以上の同種工事についての主任技術者・監理技術者・現場代理人としての施工経験<br>(注2)(注7)(注8)(注13) | a. 主任技術者・監理技術者として国、奈良県又は橿原市が発注した同種工事の完成・引渡が完了した | 2 | | |
| | | | | | b. 主任技術者・監理技術者として特殊法人等、公共法人又は地方公共団体(奈良県・橿原市を除く)が発注した同種工事の完成・引渡が完了した | 1 | | |
| | | | | | c. 現場代理人(現場代理人で配置された時に、既に同種工事の監理技術者の資格を有していた者に限る)として、国、特殊法人等、公共法人又は地方公共団体(奈良県、橿原市を含む)が発注した同種工事の完成・引渡が完了した<br>ただし、配置期間は工期の完了日から遡って工期全体の1/2以上とする | 1 | | |
| | | | | | d. 上記ａからｅまでのいずれにも該当しない。 | 0 | | |
| | | 地域精通度(JVは全構成会社別に採点し、出資比率による加重平均とする)<br>(注6) | | 本店の所在地<br>(注12) | a.「橿原市に建築工事業の建設業許可を受けている本店」がある | 2 | | |
| | | | | | b.「奈良県内に建築工事業の建設業許可を受けている本店」又は「橿原市に建築工事業の建設業許可を受けている営業所」がある | 1 | | |
| | | | | | c. 上記ａ又はｂのいずれにも該当しない。 | 0 | | |
| | | 社会・地域貢献(JVは全構成会社別に採点し、出資比率による加重平均とする)(注6) | | 災害協定の締結<br>(注14) | a. 橿原市と災害協定を締結していることが確認できる | 1 | | |
| | | | | | b. 国土交通省近畿地方整備局又は奈良県と災害協定を締結していることが確認できる | 0.5 | | |
| | | | | | c. 上記ａ又はｂのいずれにも該当しない。 | 0 | | |
| | | 働きやすい職場環境の整備に係る取り組みの有無<br>（ＪＶは全構成会社別に採点し、出資比率による加重平均とする。）<br>（注６） | | | ａ．下記に掲げるいずれかの認定を受けている。<br>・くるみん認定（次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第13条の認定をいう。以下同じ。）<br>・経済産業省による健康経営優良法人認定 | 1 | | |
| | | | | | ｂ．上記ａに該当しない | 0 | | |
| 加算点合計　(注9) | | | | | | 29点満点 | | |

(注1) 技術提案に係る項目の記載内容が適切でない(未記載を含む)場合、提案を求めている事項が1つでも欠落している場合、本工事の施工条件(工種、工法、地形、地名 等)に合致していない内容が含まれている場合は欠格とし、入札参加を認めないものとする。

(注2) 過去５年間とは、工事成績評定点にあっては公告日の属する年度の前年度から起算して５年度間とし、表彰にあっては公告日の属する年度の前年度から起算して５年度間に完成・引渡が完了した工事で、公告日の前日までに表彰を受けたものに限るものとする。なお、同一年度に複数の工事で複数の表彰を受けた場合でも、その企業に対し１表彰として加点するものとする。過去１５年間とは公告日から１５年前の日が属する年度の初日を含む期間とする。

(注3) 工事成績評定点の平均値は、小数点以下第3位を切り捨てして、小数点以下第2位までとする。
配点についても、小数点以下第3位を切り捨てして、小数点以下第2位までとする。

(注4) 過去5年間に当該工事の工事成績評定点がない場合は、平均値を65点とし、配点は0点とする。

(注5) 建築一式工事とは、発注区分が建築一式である工事をいい、塗装工事・防水工事・内装仕上工事等の単工種である工事を含まない。

(注6) JVの場合は、出資比率による加重平均で採点するものとし、加重平均した後に小数点以下3位を切り捨てし、小数点以下第2位まで計算するものとする。

(注7) 同種工事の実績要件は、当該工事の入札公告において具体的な工種、数量等を定めるものとする。なお、主任技術者・監理技術者・現場代理人としての実績は、工期の完了日まで従事していた場合に限る。
現場代理人としての施工経験において、監理技術者の資格を有していた者とは、監理技術者資格者証の交付を受けた者とする。

(注8) 特殊法人等とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第二条及び同施行令第一条の規定による法人、又は前身の組織及び団体を含む(当該事業が橿原市で確認できるものに限る。)。
公共法人とは、法人税法第二条第五号に規定する別表第一に掲げる法人とする。

(注9) 加算点の合計が減点により0点を下回る場合は欠格とし、入札参加は認めないものとする。

(注10) 技術提案書提出書類について、会社名（ＪＶの場合、ＪＶ名及び代表者名)が記載されていない場合、押印がない場合、提出期限までに提出されない場合又は
提出を求める様式について一部でも漏れ落ちがある場合は欠格とし、入札参加は認めないものとする。

(注11) 自然災害に起因して災害協定に基づき随意契約した工事及び自然災害に起因して随意契約した工事を除く。

(注12) 本店の所在地は、本工事の公告日時点での住所とする。

(注13) 橿原市とは、橿原市及び橿原市下水道部をいう。なお、令和７年３月31日以前の橿原市上下水道部を含む。

(注14) 橿原市とは、橿原市及び橿原市下水道部をいう。

(注15) １評価（審査）内容につき２提案以上提出があった場合は、当該項目の全ての提案を評価対象外とする。